

【別添 2】

国不建第 181 号
国不建整第 182 号
国自貨第 805 号
令和 6 年 3 月 26 日

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長
建設市場整備課長
物流・自動車局 貨物流通事業課長

建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について

トラック運送業においては、低賃金化や高齢化の進行等により、必要な運転手の確保が困難となることが懸念されています。建設工事の施工において、トラックによる建設資材や建設副産物等の運搬は必要不可欠であり、その担い手確保は重要な課題となっております。

このような状況も踏まえ、運転手の労働条件を改善する観点から、今般、「標準的な運賃」が改定されました。「標準的な運賃」は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づき告示されるものであり、各トラック事業者は「標準的な運賃」を参考指標として運賃を設定することとなります。

今般の「標準的な運賃」の改定においては、

- ・ 燃料等の物価上昇の影響を踏まえた運賃の引上げ（平均約 8% の引上げ）
- ・ ダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率（2 割）の設定

等が盛り込まれたところです（別紙 1 参照）。

また、国土交通省が令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価は、前年の単価と比べ、運転手（一般）の全国平均が 7.2% の上昇（単純平均の伸び率）となったところです。

これらを踏まえ、今般、建設業者団体に対して別添 1 のとおり、

- ・ 建設資材や建設副産物等の運搬について、トラック事業者と契約を締結する際には、改定後の「標準的な運賃」を参考指標とし、適正な契約を締結すること
- ・ 元請業者においては、トラック事業者による建設資材や建設副産物等の運搬に係る経費について、「標準的な運賃」の改定や公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、市場における取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても適正な価格で締結することを要請する等、現場を支える労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること
- ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月、内閣官房及び公正取引委員会）において、発注者及び受注者がそれぞれ採るべき行動／求められる行動が 12 の行動指針として取りまとめられているところであり、建設会社が建設資材や建

設副産物等の運搬等を含む契約を締結する際には、当該契約に係る発注者として、本指針に掲げられた行動を採ることが求められていることに留意すること（別紙2参照）

- ・今般、貨物自動車運送事業法第10条第3項等に基づき国土交通大臣が公示している「標準貨物自動車運送約款」が改定されたことを踏まえ（別紙3参照）、トラック事業者と契約を締結する際には、書面により運賃、料金、附帯業務等の契約条件の明確化が図られるよう努めること

をお願いしたところですのでお知らせします。

なお、貴都道府県及び貴指定都市が発注者である工事における燃料費等の物価上昇等への対応につきましては、引き続き「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日国不建第54号）に基づき、最新の取引価格を適正に反映した請負代金の設定などの対応を講じていただくようお願いいたします。

加えて、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」（令和6年2月16日国不入企第34号）に基づき、引き続き、新労務単価の早期活用をはじめとする措置を講じることにより、適正な賃金水準の確保を促していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知の周知をお願いします。

なお、別添2～4のとおり、各府省庁、主要民間団体、貨物自動車運送事業者団体にも通知しておりますので、参考までに送付いたします。